

ニュースリリース

株式会社カンバスからの著作権侵害訴訟で勝訴
—知的財産高等裁判所平成 28 年 3 月 23 日判決—

平成 28 年 3 月 25 日

株式会社フェイス

株式会社フェイス（代表取締役：根橋貴文、本社：東京都千代田区／以下、当社）は、株式会社カンバス（以下、カンバス）より提起されていた著作権訴訟について、控訴審でも勝訴いたしました。

本訴訟は、平成 25 年 7 月 8 日付で、カンバスにより、当社製の字幕制作用ソフトウェア「Babel」がカンバスの字幕制作用ソフトウェア「SSTG1」を複製または翻案しており、カンバスの著作権を侵害しているとして、東京地方裁判所に提訴されたもので（平成 25 年（ワ）第 18110 号）、平成 27 年 6 月 25 日、東京地方裁判所民事第 4 7 部（裁判長：沖中康人裁判官）が、カンバスの請求を棄却するとの判決を言い渡しましたが、カンバスは地裁の判断を不服とし、知的財産高等裁判所に控訴していたものです。これに対して、平成 28 年 3 月 23 日、知的財産高等裁判所第 2 部（裁判長：清水節裁判官）がカンバスの請求を棄却し、原判決を維持する旨の判決を下しました。

当社は、カンバスの主張は不当なものであると確信し、訴訟の中で、一貫して設計思想の独自性、革新性等主張してまいりました。今回、知財高裁においても、そうした当社の主張が正当なものであることが認められたと考えております。

当社は今後も、製品開発にあたり他社の知的財産権を尊重するとともに、自社の知的財産権の保全と有効活用に努めてまいります。一方で、不当に権利範囲を拡大解釈して権利行使を行い、業界の健全な発展を妨げる業者に対しては、断固たる態度で臨んでまいります。

本件に関するお問い合わせ先

株式会社フェイス 渉外統括室 TEL 03-5577-6865

以 上